

都市局発注業務（役務契約）の業務環境の改善について

一般社団法人都市計画コンサルタント協会との意見交換（令和2年2月19日）において協会より提案のあった「都市計画コンサルタント業界におけるワークバランスについて」を踏まえ、令和2年度以降の都市局発注業務（役務契約）については、下記により、業務環境の改善に努めることとします。

■ 取組内容

- (1) ウィークリースタンスによる業務環境改善として、
 - マンディ・ノーピリオド（月曜日は依頼の期限日としない）
 - フライディ・ノーリクエスト（金曜日に依頼しない）
 - オーバーファイブ・ノーミーティング（17時以降の打合せは行わない）について、重点的に取り組むこととする。
- (2) (1) 以外についても、受発注間において確認の上決定した業務環境改善に関わる取組について、積極的に取り組むものとする。
- (3) 上記(1)、(2)の取り組みに当たって、やむを得ず受注者に対してこれと異なる業務指示を行う場合には、主任調査員または調査員より管理技術者に対して、その理由と作業依頼を明確に指示するものとする。

■ 進め方

- (1) 業務打合せ時に、上記の取組内容を受発注者間で確認・調整のうえ、打合せ記録簿に記録する。
- (2) 災害時等のやむを得ない緊急事態対応については取組の対象外とする。